

令和2年第2回グループホームいこいの森福井町運営推進会議議事録

開催日：令和2年4月28日（火）午後2時00分～午後2時30分

出席者：施設代表（森）、施設管理者（下司）、管理者（手島）

書面報告：家族代表（三浦家族）薬剤管理（アトム薬局職員）地域代表（高橋）、行政代表等※敬称略

検討テーマ等：行事報告、行事予定、事故報告、新型コロナウイルス感染症感染予防対策について

<参考資料 I—A>行事報告・行事予定<参考資料 I—A>行事報告・行事予定

※新型コロナウイルスの感染予防対策として全ての行事を中止しています。

■行事報告

■行事予定

■介護事故

なし

■上記に対する意見

施設代表より新型コロナウイルス感染予防対策として、当面の間、外出支援を中止する旨を書面により、2月末日に郵送をしていることを改めて報告。また今後はスタッフ会議（当該会議を含む）もできる限りの接触を避けるために換気を行うこと、距離を保つこと、短時間で済ませることを取り決めた。

（行事報告）

（行事予定・事故報告）

（事故報告）

なし

<参考資料Ⅲ>新型コロナウイルス感染予防対策について

■家族等への周知

施設への立ち入りについて

1. 体温が 37.5 度以上ある方は施設内への立ち入りを禁止します。
2. 「かぜ症状」のある方の施設内への立ち入りはご遠慮下さい。
3. ご家族も原則として通院支援または緊急時以外はご面会をご遠慮下さい。

施設へ立ち入られる場合

1. 必ずアルコールにより手指を消毒してください。
2. マスクを着用してください。

利用者様の外出支援の中止

概ね 1 カ月に一度に利用者様に対して外出支援をさせて頂いておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの間、外出支援を中止させていただきます。

■職員への周知

1. 標準予防策の実施（手洗い、マスク、手袋の着用等）
2. マスクの着用→会社として絶対数の確保
3. 環境表面の消毒→会社として消毒液の確保
4. 自身の体温や体調の確認（出勤前）
5. 家族の面会禁止
6. 入居者外出自粛
7. 会議時間の短縮または開催の延期
8. 高知市民に対する行動自粛
9. 冷暖房設備改修工事の延期（旭町グループホーム）

■上記に対する意見

家族等の施設の出入りは概ね理解を得ていると感じる。職員への周知については以上の項目を持って感染対策を行っているのであれば、感染してもその人に責任を押し付けることは会社としてない説明を行った。どのように感染対策を実施していても感染はあり得るから、感染が出た場合は私達はこのような対策を実施していたが、残念ながら感染したと言えるくらいの対策は実行していこうという意見となった。

通信欄

※次回運営推進会議は 6 月を予定しております。

※当該内容および運営推進会議プログラム内容は弊社ウェブサイトでもご覧いただけます。

※運営推進会議はどなたでも参加していただけます。参加を希望の方は下記までご連絡下さい。

※開催日については予め地域の代表、ご家族の代表、地域包括支援センターと調整させて頂き弊社ウェブサイトにて告知させていただきます。

運営推進会議議事録作成者・担当者 森 裕

■■運営推進会議参加連絡先■■■

〒780-0935 高知県高知市旭町 2 丁目 38-5 グループホームいこいの森福井町 088-872-6647

■■ウェブサイトのご案内■■■

<http://www.151.ecweb.jp/index.html>

■■E-mailのご案内■■■

snowforest151@gmail.com

高知市 いこいの森

検索



令和2年度第2回グループホームいこいの森福井町運営推進会議プログラム
令和2年度第2回身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会
※新型コロナウイルス感染予防対策の為、グループホームでの開催を中止とし
書面報告による会議とする。

●日程表 令和2年4月28日（火曜日）14：00～

3月～4月の行事報告 <参考資料Ⅰ>

5月～6月の行事予定 <参考資料Ⅰ>

3月からの介護事故報告 <参考資料Ⅱ>

コロナウイルス感染予防対策について

<参考資料Ⅰ—A>行事報告・行事予定

※すべての行事を中止しています。

■行事報告

月	行事	内容等
---	----	-----

■行事予定

<参考資料Ⅱ>介護事故

なし

＜参考資料Ⅲ＞新型コロナウイルス感染予防対策について

令和 2 年 2 月 29 日

高知市南元町 98 番地
株式会社スノーフォレスト
代表取締役 森 裕

新型コロナウイルス感染防止対策について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて新型コロナウイルス感染防止対策として弊社介護施設およびサービス付き高齢者向け住宅において以下のような措置を講じます。感染拡大を防止するためにご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

施設への立ち入りについて

1. **体温が 37.5 度以上ある方は施設内への立ち入りを禁止します。**
2. 「かぜ症状」のある方の施設内への立ち入りはご遠慮下さい。
3. ご家族も原則として通院支援または緊急時以外はご面会をご遠慮下さい。

施設へ立ち入られる場合

1. 必ずアルコールにより手指を消毒してください。
2. マスクを着用してください。

利用者様の外出支援の中止

概ね 1 カ月に一度に利用者様に対して外出支援をさせて頂いておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの間、外出支援を中止させていただきます。

かぜ症状が継続してみられる場合

のどの痛みや咳がみられ 37.5 度以上の熱発が 4 日以上継続する場合は新型コロナウイルス感染が疑われるますので高知市の相談窓口へご連絡を行い指示に従って行動してください。

◇電話相談窓口（新型コロナウイルス相談センター）◇

- (1) 電話番号 (088) 823-9300
- (2) 開設時間 午前 9 時～午後 9 時（平日・土日祝日とも）

以上

令和2年4月25日

従業員各位

株式会社スノーフォレスト
代表取締役 森 裕

コロナウイルスへの対応等について

自身の感染の不安や入居者や利用者へ感染させてしまうかもしれないという不安があるなか、日々のケアを実施して頂いている事に感謝申し上げます。多くのストレスを感じられておる事と思いますが、入所系施設であるグループホームやサービス付き高齢者向け住宅は緊急事態宣言により運営の自粛要請等を受けることは現在のところありません。故に感染防止対策を実施しながら運営を行っていかなくてはなりません。通所施設に関しては所轄官庁である高知市からの指示に従い運営を行っていきます。(現在の所、「休業要請はしていない」旨を事業係に確認しています。今後、要請により休業する可能性はあります。)

高知市では一時期に比べて感染の報告も少なくなりつつありますが、今後の大型連休等により再び感染者数の増加が懸念されます。事業所として出来ることは限られていますが、コロナウイルスの感染対策も原則としてインフルエンザ等と同様の感染対策を用いる事となるので、施設の「感染対策マニュアル」に準じる事となります。疾病毎の対策を定めることは物理的な観点から困難であるため、どのような疾病であっても「感染対策マニュアル」に従う事となります。但し今回のコロナウイルスはその感染力の高さや社会的不安の高さから当該文書により、以下のような対策等を示します。

尚、万一の事態により事業運営が立ち行かなくなった場合にその運営方法や感染対策が十分でなかったと外部から指摘されないためにも以下の対策等を順守するようお願い致します。もし自身が感染した場合も「今できること」を実施して感染した場合はその責任の所在はあなたではありません。コロナウイルスの治療にあたっている完璧な感染対策を実施している医療関係者であっても感染した事例はあります。この苦境を乗り越えられるように会社として皆様の要望への対応と物理的に出来ることは必ず実施していきます。

■今できること

1. 標準予防策の実施（手洗い、マスク、手袋の着用等）
2. マスクの着用→会社として絶対数の確保
3. 環境表面の消毒→会社として消毒液の確保
4. 自身の体温や体調の確認（出勤前）
5. 家族の面会禁止
6. 入居者外出自粛
7. 会議時間の短縮または開催の延期
8. 高知市民に対する行動自粛
9. 冷暖房設備改修工事の延期（旭町グループホーム）



A、自身または同居者に下記のようなコロナウイルス感染症状が一つでも認められる場合

1. 37 度以上の発熱（発熱が 12 時間以上継続）
2. 喉の痛み
3. 咳が続く
4. 倦怠感
5. 味覚や嗅覚に異常がある

<上記症状が認められる場合>

3 日間の出勤停止。医療機関に症状を伝え指示に従う。自宅にて経過を観察し以上の症状が認められない場合に出勤開始。3 日間で症状が改善されない場合は項目 B による。

B、自身または同居者が感染または感染が濃厚である場合

PCR 検査未実施の場合

医療機関等において「A」の症状があること、自身または同居者が介護事業所勤務である旨を伝え PCR 検査を強く要請。

PCR 検査実施の場合

<陰性の場合>

- ・同居者が PCR 検査

1 週間の自宅待機後に「A」の症状が認められない場合に出勤開始。

- ・自身が PCR 検査

2 週間の自宅待機後に「A」の症状が認められない場合に出勤開始。

<陽性の場合>

1. 保健所の指示に従う。出勤停止。
2. その後は原則保健所の指示に従うが、予測として濃厚接触者としての認められる職員および同居者等は PCR 検査等を実施。事業所の一定期間の閉鎖。会社としては社会的責任の観点からホーム名を公表する。

C、出勤停止等により現場が回らない

厚労省からの指示により人員基準は緩和されているので、例えば出勤停止により日勤帯の人数が 1 名しかいない、夜勤職員が配置できない場合でも運営は認められている。物理的に人数が足りないことも実際に考えられるが、その事を予測して過剰に人員を雇用することはできないので、派遣職員や他事業所からの応援等により、減員をフォローする。

D、県外の家族等が休暇等により帰省し自身と接触した

特に「特定警戒」されている地域（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡、茨城、石川、岐阜、愛知、京都）から帰省された方との接触があった場合はその方と最後に接触された日から 3 週間の出勤停止。その他の地域から帰省された方との接触があった場合には 2 週間の出勤停止とする。

令和2年度第2回身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会

■身体拘束実施の報告

前回（R2.3）から今回（R2.4）まで身体拘束は行っていません。

■身体拘束の実際『家族の声』

1 介護家族が本音を語る掲示板より

檻のようで嫌だ、拘束死、体が震えるような怒り

「数年前、病院で亡くなった奥津健太郎さんの娘 白居くに子さん
行くと、ベッドの両脇に手足を縛られている。それからの父は、どんどん悪くなって、見るからに元気がなくなっていった。うちの父なんて、小さな老人じゃないですか。手をずっと握って。とってもくやしかったです。」

介護保険施設での身体拘束は、平成12年の介護保険制度の発足により、原則禁止となりました。しかし、介護の現場では、まだ、安全確保のため、人手不足などの理由からやむを得ないとする考え方も、依然として根強く残っています。

拘束とケアのあり方を見直すと、実にその8割以上は必要ない拘束だったことが分かるという報告があります。介護に携わる人たちは、100人中80人余りを縛って、その人の生きる力と普通の生活を奪っていたということになります。

議事録

開催日時：開催日時：令和2年4月28日（火曜日）

出席者：委員長 代表取締役（森 裕）、グループホーム管理者（下司 浩）、グループホーム管理者（手島 久美）

委員長より。前回開催日より本日まで身体拘束を行っていないことを説明。今回は実際に入院中の家族が身体拘束が原因で死亡したケースを紹介したが、実際に必要のない身体拘束が8割も行われているという事からも、身体拘束を行わないケアをこれからも実践していくという旨の内容となった。